

平成 26 年度 市区町村社協介護サービス事業経営研究会 実施要綱

1 目的

平成 27 年度介護保険制度改正では、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の地域支援事業への移行をはじめ、社協の介護サービス事業に大きな影響を与える制度改革が見込まれています。また、自治体において第 6 期介護保険事業計画の策定がすすめられるなか、社協は、これまで取り組んできた住民の助け合い活動や生活支援サービスの実践を踏まえて、地域包括ケアシステムの構築に主体的に参画していく必要があり、地域全体の介護サービス提供体制を見据えながら役割を発揮する必要があります。

本研究会は、こうした状況を踏まえ、参加社協がそれぞれの経営データを出し合い、情報交換、研究協議を行うことにより、全国的なネットワークのもとで社協における介護サービス事業の経営実態及び課題を把握し、今後の事業展開について検討することを目的に設置するものです。

なお、本研究会では従来より経営診断事業や介護サービス経営セミナーを中心に事業を実施してきましたが、平成 25 年度からは、新たに幹事会を組織し、実態や課題を踏まえて今後の展開方針等について検討を行うとともに、経営診断事業やセミナー等の在り方についても検討をすすめています。

2. 実施主体 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

3. 事業内容

- (1) 介護サービス事業経営診断事業の実施
- (2) 市区町村社協介護サービス経営セミナーの開催(平成 27 年 1～3 月開催予定)
- (3) 社協の介護サービス事業の今後の展開等に関する検討

4. 参加対象

介護サービス事業を実施し、介護サービス事業経営診断事業の申込をした市区町村社協

5. 申込み方法

「経営診断受診申込書」(エクセルファイル)により、Eメールにて**全社協地域福祉部**までお申し込みください。お申込いただくメールのタイトルは「介護サービス事業経営研究会への参加申込」としてください。Eメールでの申込ができない場合は、申込書をご記入の上 F A Xにてお申込ください。

※ 申込書ファイルは「社協の杜」または「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」からダウンロードしていただくか、下記担当までメールにてご請求ください。

申込み締切 平成 26 年 10 月 31 日（金）

申し込み先 : 全国社会福祉協議会 地域福祉部

E-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp Fax : 03-3581-7858

6. 介護サービス事業経営診断事業について

(1) 目的・特徴

本研究会では、経営診断事業を申し込みした社協が互いに自らの経営データを出し合い、全国ネットワークとして社協の介護サービス経営改善に向けた研究協議を行うことを目的としています。

なお、収集したデータは統計処理し、社協名を明らかにした個別データを出すことはありません。

ただし、希望する都道府県・指定都市社協に対しては所管する県市内社協の個別の最終診断結果等を報告いたしますので、ご了承ください。

【本事業の特徴】

- ▶ 今年度の実績を前年度の実績と比較することにより、介護サービスごとの職員の稼働状況、利用者・サービスの状況、サービス量の変化、収入の変化がわかります。
- ▶ 自社協のデータを全国平均と比較することにより、自社協の経営水準、強み・弱みがわかります。
- ▶ 平成 27 年度制度改正に伴うサービス提供量や報酬の変化を確認するシートを新たに追加。(訪問介護、通所介護) 経営への影響予測をもとに今後の事業展開を検討する素材を提供します。

(2) 診断の実施手順とスケジュール (予定)

- ① 参加申込み【10月31日まで】
- ② 診断調査票の送付(10月31日以降、順次)、請求書の送付
受診申込の確認後、「経営診断調査票」(受診のためのデータ入力用ファイル)をメールにて送付します。また、診断料については、別途、請求書をお送りします。
- ③ 経営診断調査票へデータを入力し、ファイルを返送いただきます。【11月28日まで】
 - ・介護保険関連事業にかかる費用、介護報酬・委託費等の収入、事業の稼働状況等のデータを送付された入力用ファイルに入力します。
- ④ 提出データを集計・分析し、診断結果を速報値として各社協へお送りします。【1月中旬】
- ⑤ データの入力漏れや入力に不備があると正確な経営診断ができない場合がありますので、その場合には、速報値の送付にあわせて経営診断受診社協に直接入力内容等の照会を行います。
- ⑥ 入力データ内容を確認いただき、修正が必要な場合は、修正後のデータを再送付いただきます。

⑦ 診断結果の送付【2月中旬】

修正後のデータにより再度集計・分析の上、全国平均値等の診断指標（稼働・人員体制、サービス重装備度、経営体制等）との比較による、各市区町村社協の事業ごとの経営状況評価、損益分岐分析を盛り込んだ診断結果を送付します。

（3）診断対象事業

経営診断を行う対象となる介護保険事業は下記の4事業です。

- ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③通所介護事業 ④居宅介護支援事業

（4）経営診断料

6,000円／1事業

通所介護事業等で経理区分を別にしている事業所が2か所あり、それぞれの経営診断を行う場合は2事業としてカウントします。

* 一度送金いただいた診断料は返金いたしませんのでご承知おきください。

（5）留意事項

今回記入する事業に関して、会計やサービス量について同じ単位で把握されていないと、比較する条件が大きく異なってしまい、正確な診断が行えません。

平成25年4月～平成26年3月の間に合併・事業所統合等を行った社協で受診を希望される場合は、個別に担当までご相談ください。

<申し込み／問い合わせ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当：水谷、仁木

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 Fax 03-3581-7858 E-mail: z-chiiki@shakyo.or.jp